

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和6年11月25日(月) 午後1時30分～2時25分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 坂本 修一 光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

5. 議 事

議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第22号	農業経営基盤強化促進事業による権利設定について	1件
議案第23号	農地中間管理事業による農地利用集積計画について	1件
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第25号	農地のあっせん申出について	2件

6. その他

事務局長	11 月期の総会を開催したいと思います。本日は委員さんは全員出席で推進委員の松尾委員さんが欠席です。それでは議長お願いします。
議長	<p>皆さん、こんにちは。研修旅行等につきましては大変お疲れ様でした。良い研修が出来たんじゃないかと思っております。前ちょっと総会から話が出ました菊陽町ですね、その後県北地区の研修がありまして波佐見の会長さんが、波佐見にキャノンが出来た後に菊陽町に工業団地が出来る前に菊陽町から視察に来られたと、ですから波佐見も今度菊陽町に行くという予定で、受け入れ可能だろうということでしたので、今度会う機会があれば話を聞いて、また皆さんにお繋ぎしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それと今日から全総会におきましてノーネクタイでいいだろうということでノーネクタイになりました。ちょっと連絡繋ぎが遅くてあれでしたけども、冬場も 10 月からもノーネクタイでいいということで、ただ町長さんとの懇談とか来客の農業会議から来られたという場合とかはネクタイを締めて下さいということで、お願ひをしますので、それもまたよろしくお願ひしたいと思います。それでは、総会の方に入らせていただきたいと思ひます。本日の議事録署名委員の指名についてということで 1 番の迎委員、それから 3 番の福田委員の方にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。報告事項はございませんので、5 番の議事の方に入りたくと思ひます。</p> <p>議案第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第 1 の 2 の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。1 件目が賃貸借権です。駄地郷高峯の田んぼで全部で 8 筆あるんですけど、4 ページの地図を見ていただければ分かりやすいかと思ひます。これが 8 月の総会であっせんが出ていた田んぼになります。地主の方が福岡の方で今度借りられる方が駄地の方になります。この方は、この 8 筆の上の田んぼ 1014-1、1014-2 を耕作されている方から、この田んぼの地主の方が耕作する人を探しているから、やってみないかということで、声がかかってやりますよということで申請が上がってきています。この借主さんについては、農業が未経験ということで今回中間管理機構ではなくて、3 条の方の申請で出させていただきました。奥様の実家が八反田で、農作業を手伝った経験があるということでした。また、借主の母親がたまたま地主さんと親戚で、農業が未経験だけでも何かの縁だからお願ひしたいということでした。声をかけてくださった近隣の田んぼを耕作されている方もサポートしますとのことでした。</p> <p>2 件目は木場の所有権移転の売買ですが、こちらも 5 ページを見ていただきたいんですけど、場所が広域農道の下側の田んぼになります。地主の方は元々お母さんが所有していた農地が、相続で今の地主さんになっております。こちらも借主のお父さんが元々この農地を基盤強化で借りられていたんですけど、去年の 7 月で契約が切れています。それを相続された地主さんと、今まで借りられていた方の息子さんである借主</p>

	<p>さんが借りるという話です。実は売買の話が出来ているんですけど、農業委員会に届を出してくださいということで、今回出してもらっています。売買の価格が3筆で383,150円ということになっております。ここで訂正をお願いします。4ページ、5ページともNo.1となって番号の付け間違いでこちらの方がNo.2になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは2件ございますけど、1件目の方で林田委員、渡邊委員何か補足とかございましたらお願いしたいと思います。</p>
渡邊委員	<p>こんにちは、渡邊です。別にお話は聞いていないんですけど、あっせんの際に最初区長さんとか前管理をしていた方とかに話をきいて進めていたんですけど、なかなかする人がいないということで、借り手と近所の消防団仲間でそういう話が出たんだと思います。よく集まりをされているので。そういうことで手助けが出来るから借り手の方にやって欲しいという要望があったんだらうと思います。借り手の方は真面目でお母さんの親戚だというお話を聞いて多分彼はやってくれるんだらうと思いますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件に関しまして他の委員の方々でご質問とかありましたらお受けしますが、何もないでしょうか。それでは採決の方に入らせていただきたいと思います。この1番の件につきまして賛成と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めて行きたいと思います。引き続き2番の件ですけど、山口委員何かありますか。</p>
山口委員	<p>6番の山口です。今事務局の方から説明がありましたけど、借主のお父さんと元地主さんは何十年という小作契約をされて、お爺ちゃんの代からずっとされているんです。</p> <p>それで地主さんのお話を聞いて、どういうことですかと聞いたら、今元地主さん自宅の方は誰も居られません。今の住居は大村にあるんですけど、ぼちぼち家をしまおうかということで周りの農地を譲って買っていただくかという話をされて、三世代ずっと耕作をされていたんで後任という事になりましたということを知りました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。その他ご質問とかないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。2番につきまして問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めて行きたいと思います。</p>

事務局	<p>次に移ります。</p> <p>議案第 22 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。場所は木場郷の 3 筆になります。譲渡する方がお父様、受人が息子さんになります。今回は生前贈与になります。嘱託登記にて移転をされるそうです。場所は次のページの地図になります。木場郷の 122 と 1333-4 と 1315 の 3 筆になります。広域農道の近くの木場のおむすびの所の 3 筆になります。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。生前贈与ですので問題はないかと思えますけど、何か山口委員ありましたら補足をお願いします。</p>
山口委員	<p>6 番の山口です。この前お父さんの方からお話を聞きました。息子さんへ贈与ということで、息子さんは大村の住所になられていますけど、奥さんの実家の住所ですね。先々帰ってきて後を継いで頂くという事です。お父さんは今 78 歳でぼちぼち先のことを考えて、自分の名義の分は息子さんの方に名義を代えておこうかということでしたと話を聞きました。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。その他皆さんからご質問とかご意見とかありましたらお受けしますが、何もなければ採決の方に入らせてもらっていいでしょうか。それでは採決の方に入らせていただきたいと思えます。この件に関しまして問題はないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可する方向で進めて行きたいと思えます。</p> <p>それでは引き続きまして、議案第 23 号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、 9 ページになります。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。1 件出ています。場所が彼杵宿郷の上柳ノ迫 1536-1 の樹園地で茶畑になります。これは 9 月の総会で基盤強化の解約が出ていた箇所です。基盤強化の時は借主のお父さんの名義で契約をしていたんですけど、今回中間管理機構を利用するにあたって息子さんが契約するということでした。10 ページの地図なんですけど、借受人の名前が間違っております。訂正をすみませんお願いします。地図はご覧のとおり赤木の工業団地から上ってロータリーを過ぎて水道施設を過ぎて下の位置になります。説明は以上になります。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。この件に関しましてご質問とか補足とかありましたらお願いしたいと思いますが、何もないでしょうか。名義を変えたということなどで何もないと思いますので採決の方に入らせてもらいたいと思います。この件に関しまして問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めて行きたいと思います。続きまして議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。権利が賃貸借権の期間借地になります。場所が彼杵宿郷の古金谷道上 420-1 になります。登記簿地目は宅地なんですけど現況地目は畑の 1 筆になります。場所は次の 12 ページの地図なんですけど、山住医院の前の土地になります。借受人が調剤薬局を造られるということで転用の申請が出ています。備考になるんですけど山住医院の院内処方負荷軽減のために建てられるということで、今日朝から会長と地元委員さんの方と一緒に現地を確認してきたんですけど、後ろに農地が 1 筆ありまして、そちらの方にも隣地農地の承諾を取得しております。三根の方なんですけど、農薬散布についてちょっと委員さんの方から指摘がありました。会長の方に確認をしていただいたところ日曜日に基本的に散布されるそうで、あまり車の汚れとかのトラブルにはならないんじゃないかというふうに言われていました。事務局からの説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明があったように本日現地確認を行っておりますけど、下野委員、何か補足とか説明とかありましたらお願いしますけど、大丈夫ですか。今事務局の方からしっかりと説明があったとおり薬局を建てるということで、あと上にある田んぼで水路も関係ございませんし、この地区がヘリ防除を日曜日にするというので、駐車場に車を止めてもトラブルとかもないと思われまして問題ないと思います。この件につきまして何かご質問とかご意見とかございましたらお受けしますが、何もないでしょうか。何もないようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。議案第 24 号の 5 条の件につきまして問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで全体一致ということで県の方へ進達したいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案第 25 号の農地あっせん申出についてということで事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので審議願います。2 件でいま</p>

	<p>して、1 件目が千綿宿郷の 1484 の茶畑になります。あっせんをした理由が、今まで耕作されていた方が、もう耕作を辞められるということで返還されるためです。2 件目が千綿宿郷の 1482 これも茶畑になります。こちらもちょうと空欄になっているんですけど同じ方が耕作をされていました。1 つ目の農地をあっせんに出したということを知って、また誰か 2 筆一緒に耕作してくれないかということであっせんをもって来られました。二人とも希望として売買でも貸借でもどちらでもいいということでした。26 ページと 27 ページをご覧ください。地図を見ていただければ分かるんですけど町道の宿太ノ浦線のグリーンテクノパークに上って行って交差点がありまして、そちらの上の赤木池の隣になります。二つ隣り合っている農地になります。こちら元々耕作をされていた方が、耕作を辞められる時にこの農地については傾斜地で手でお茶の作業をされていたということで、耕作の条件が悪いということで他に耕作する人がなかなかみつからなかったということで、今回農業委員会にお二人あっせんの申し出に来られました。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。あっせんということで手で摘む所は多分もっていなかったんでは。森委員何かありますか。</p>
森委員	<p>7 番森です。ここの場所は昔耕作されていた方のお手伝いに行っていました。乗用は全部入ります。しかし端がちょっと危なくてギリギリで怖い思いがありました。全部乗用が入って作業が出来ます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ちょっと確認をすればよかったですけど、実際に乗用機に乗られて作業していたんで一番信憑性があるんじゃないかと思います。一応あっせんが出ておりますので、周りの整備をすれば元々の地形が傾斜ですけど、階段みたいにしてあったと思います。一応あっせん委員とか今お茶が終わっていますので、出来るだけお茶の方が後を引き受けてくれれば一番良いのかと思っておりますけど、いつもすみません福田委員さんと森委員さんにちょっとお茶関係者さんにあたっていただいて、もし増やしたいという方がいらっしゃいましたらお願いできたならと思いますけど、あと合わせて坂本地区の大原委員さんもここら辺を作っていたら、ちょっと増やしたいなという方がおられれば、ちょっと聞いてもらえればと思います。合わせて他の作物をここに作るのはまずあり得ないですけど、もしそういう話もあつたら事務局に話をさせていただきながら、繋いでいただければ、話を進めていただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。こういうかたちでよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。後々ですね、このあっせんの仕方などをもっとちゃんと決めないと思うんですけど。これはその他の件で話し合いながらまた決めて行きたいと思ひます。今回の件につきましては、そういうかたちでとりあえずお茶関係の方に話をさせていただいて出来るだけ探していただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。この件に関しまして他にご意見はありませんか。無いようでしたら、議事の方はこれで終了いたします。お疲れ様でした。</p>

	6 その他 省略
--	----------

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

1 番

3 番